

総務省

○農林水産省告示第一号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年二月三日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 山本 有二

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
紀伊	和歌山県伊都郡かつらぎ町の 全域	かつらぎ町	かつらぎ町産業 振興促進計画	平成二十九年一 月二十日
紀伊	和歌山県西牟婁郡すさみ町の 全域	すさみ町	すさみ町産業振 興促進計画	平成二十九年一 月二十日